

平成25年松茂町議会第4回定例会会議録

第3日目（12月19日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 9 番 新 保 勲
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	三居正雄
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
総務課長	吉成均
企画財政課長	森一美
税務課長	大迫浩昭
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	吉崎英雄
産業環境課長	井上雅史
建設課長	古川和之
下水道課長	南東稔
水道課長	小坂宜弘
学校教育課長	浜村文次
社会教育課長	原田賢

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田英雄
議会事務局係長	入口三恵子

平成25年松茂町議会第4回定例会会議録

平成25年12月19日（第3日目）

○議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第54号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第2 議案第55号 モーターボート競走の施行について
- 日程第3 議案第56号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第4 議案第57号 松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第58号 松茂町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第59号 松茂町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第60号 町道路線の廃止について
- 日程第8 議案第61号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第62号 平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第63号 平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第64号 平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第65号 平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第66号 平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

平成25年松茂町議会第4回定例会会議録

第3日目（12月19日）

午後1時30分再開

○議会事務局長【吉田英雄君】　ただいまから平成25年松茂町議会第4回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、こんにちは。非常に寒くなってまいりました。今日、午前のニュースでは、東京都知事が辞意表明したということで、今までの流れからいたしますとやむを得ないのかなとこう思います。

また、明日は、徳島県民の一斉の防災訓練が行われるようであります。携帯電話等によってお知らせが来るということがございますが、どういう風に行動するか、皆さんと一緒に参加したいと思っております。

さて、本日は、第4回定例会の最終日でございます。各常任委員長の報告、その後、いろいろの議案の採決という風なことを予定されております。最後まで慎重審議をお願いいたしまして冒頭のあいさつといたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【藤枝善則君】　これから本日の日程に入ります。

議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりです。

まず、日程第1、議案第54号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」から、日程第13、議案第66号「平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず初めに、原田総務常任委員長から報告を求めます。

原田総務常任委員長。

○総務常任委員長【原田幹夫君】　それでは、議長の許可がありましたので、総務常任

委員会のご報告を申し上げます。

平成25年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第54号、及び議案第55号（所管分）と議案第61号の議案3件でございました。去る12月12日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

議案第54号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については、議案書の1ページになります。

徳島市と松茂町が平成23年3月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結し、平成26年4月1日から適用するというものです。

子育て環境の充実を図るため、病気や病気の回復期にある子どもを一時的に保育する病児、病後児保育事業の広域利用を定住自立圏の形成に関する協定に追加するものであります。松茂町では、病児、病後児保育事業の広域利用については、上板町を除く板野郡4町で実施していましたが、委託していた病院が閉鎖となり、現在、事業は中止しております。新たな委託先となる病院については、病院側の人員確保など、すぐに見つかることが非常に困難な状況となっております。

一方、徳島市を中心とする定住自立圏内では、既に徳島市と小松島市、石井町、勝浦町及び佐那河内村が連携し、病児、病後児保育事業の広域利用に取り組んでおります。松茂町では、子育て環境の充実を確保するため、定住自立圏事業として、新たに病児、病後児保育事業を追加するものであります。これには、新たに板野郡5町及び神山町が加わる予定となっております。

この件に関してまして次のような質疑がありました。

「病児、病後児保育の利用実績はどうなっていますか」という質疑があり、「松茂町は板野郡4町で実施しており、平成24年度は利用者が6人、延べ11人が利用しました」という答弁がありました。

次に、議案第55号、モーターボート競走の施行については、議案書の2ページになります。

町財政の健全な伸長を図るため、モーターボート競走法第2条第1項の規定により、総務大臣の指定を受けてモーターボート競走を実施するというものです。モーターボート競

走を実施するためには総務大臣の指定を受ける必要があります。そのため、平成26年度及び27年度の2年間の施行について、議会の議決を経て総務大臣にモーターボート競走の施行を申請するものです。

なお、平成26年4月から平成28年3月までは、護岸改修工事及び鳴門競艇場の施設改修工事のため、本場におけるボートレースの施行は休止となっています。平成28年度以降については、引き続き、鳴門競艇場においてモーターボート競走を実施いたします。

この件に関して、次のような質疑がありました。

「鳴門競艇場の施設改修を行う2年間はモーターボート競走の休止の期間であるのに、モーターボート競走の施行申請を行うのは非現実的でないか」という質疑があり、「モーターボート競走を開催するために設置された全国モーターボート競走施行者協議会という組織があり、組合側からも施設改修をしている2年間のボートレース休止期間であっても施行申請は行ってもらいたいという指導がありました」という答弁がありました。

次に、議案第61号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）については、議案書の10ページからとなります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,178万5千円を追加し、補正後の総額を52億977万円とするものであります。

歳入の説明をいたします。

歳入において、16ページの個人町民税2千万円は、現年課税分として収入見込みにより増額補正するものであります。固定資産税においても、現年課税分及び滞納繰越分を収入見込みにより2,500万円増額補正するものです。国有提供施設等所在市町村助成交付金で853万5千円の増額補正は、確定によるものであります。地方特例交付金は、確定による267万円の増額補正であります。これは、松茂町での住宅取得ローン控除による税の軽減適用分がこの交付金により補填されたものです。17ページの地方交付税は、確定による4,472万9千円の増額補正であります。18ページの総務費県補助金では30万円の増額補正であります。学校と地域が連携して取り組んだ防災教育事業に補助されるものです。19ページの生活環境整備基金繰入金は8,803万1千円の減額補正、繰越金は14万4千円の増額補正であります。雑入において、節22、板野東部消防組合分担金返納金434万7千円は、平成24年度の精算によるものです。

歳出の説明をいたします。

職員の人事異動に伴う人件費の補正についての説明は省略させていただきます。

歳出において、20ページの一般管理費において、節19、自治センター補修補助金75万6千円は、7自治会からの補修要望による増額補正であります。財産管理費の200万円は、庁舎付帯設備等実施設計において面積増があったことによる増額補正であります。諸費の34万2千円は、電気代の値上げに伴い防犯灯の電気代を増額補正するものであります。財政調整基金費は2,100万円を積み立てるものです。国際交流まちづくり事業費は、847万4千円を減額補正するものであります。マウントヴァーノン市長やスカジット港湾局長から姉妹都市を継続できない旨の通知があったことから、これらの事業費を減額するものです。27ページの消防費154万5千円は、燃料費や電気料金の値上げに伴い板野東部消防組合の運営に係る経費が増大したことから増額補正するものであります。

この件に関して、次のような質疑がありました。

「基地交付金と呼ばれている国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額が前年と比べ減額となっているのはどのような理由があるのですか」という質疑があり、「この交付金は、総枠の予算が国で計上され、その予算の範囲内で国から各自治体に配分されています。従って、本町において交付金の交付対象資産が前年と同様であっても、償却資産の減価や他の自治体での新しい施設などの交付対象資産が増加していれば交付金は減額になります」という答弁がありました。

続いて、「アメリカのマウントヴァーノン市との交流ができなくなった現在、国際交流事業は今後どのような方針で進めていくのですか」という質疑があり、「松茂町と姉妹都市交流をしてもよいという都市があれば、そのおりに前向きに検討してまいります」という答弁がありました。

以上で当委員会に付託されました案件につきまして私の報告は終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいま原田総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託いたしました議案第54号及び議案第55号と議案第61号（所管分）の議案3件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 次に、一森敬司産業建設常任委員長から報告を求めます。

一森敬司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長【一森敬司君】 それでは、議長の許可がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

平成25年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第57号から議案第61号、議案第65号及び議案第66号の議案7件でございました。去る12月12日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、議案第57号、松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第58号、松茂町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、関連性がありますので、一括議題として審議いたしました。議案書の5ページから6ページになります。議案参考資料は3ページから5ページをご覧ください。

このたびの松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例改正については、消費税法の改正により、平成26年4月1日から現行の消費税率5%を8%に引き上げることが本年10月1日に閣議決定されたことに伴い、課税対象である公共下水道の使用料について新税率8%が適用されることから、使用料改定に関する条例改正を行うものです。

改正内容については、現行の条例では、基本料金を税込金額で汚水量13m³までを1,500円と定めておりましたが、消費税率を8%に引き上げた金額1,540円に改正し、同様に超過料金の汚水量1m³につき150円を154円に改正するものです。

松茂町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例改正についても、消費税率の改正に伴うものですが、松茂ニュータウン及び農業集落排水の処理施設の使用を対象とするこの条例の使用料改定に関する条例改正を行うものです。

具体的には、公共下水道条例の改正と同様で、現行の基本料金1,500円を1,540円に、超過料金を150円から154円に改正するものです。

なお、改正案の施行は平成26年4月1日からとしておりますが、実際の改正後の消費税率8%を転嫁する適用時期については、法に規定されている経過措置の運用として、平

成26年8月分の使用料からとし、平成26年7月分までは現行の消費税率を適用することになります。

この件に関しては、質疑、ご意見はございませんでした。

次に、議案第59号、松茂町給水条例の一部を改正する条例については、議案書の7ページから8ページになります。議案参考資料は6ページをご覧ください。

松茂町給水条例32条には、水道水の使用量に対する水道料金、第41条には給水装置の新設工事の申し込みの際に納付していただく加入金について規定しておりますが、それぞれ料金を改正するものです。

まず、第32条の水道料金の基本料金及び超過料金の改正に関しては、消費税を抜いた額から一律10%増額し、同時に消費税率を8%に引き上げ、来年度から上水道料金の値上げを行うものです。松茂町の水道事業は昭和60年度に料金の改定をして以来、消費税抜きの料金は今日まで現行料金を維持してまいりました。しかしながら、阪神淡路大震災や東日本大震災を教訓に、老朽化した浄水施設及び配水管路の耐震化に取り組み、現在、事業を進めており、重要なライフラインである水道施設の整備を行う上で、今後10年間では20億円以上の事業費が必要となります。

一方、給水人口は増加しておりますが、近年の生活様式の変化や節水機器の普及、企業のコスト削減等により料金収入は減少の傾向にあります。こうした状況により、平成22年度には、水道料金等審議会により松茂町の水道事業を持続的に運営するためには、現行の水道料金を20%引き上げをする必要があると答申をいただいております。

ただし、当時は、本年度に着手いたしました上水道更新事業に防衛省からの補助金がない場合を想定した答申結果でありました。この上水道更新事業が補助採択されたため値上げ率は縮小することができました。また、同じく、審議会から一般会計からの出資の可否について意見をいただきましたが、既に一般会計から平成14年度、19年度、20年度に総額で約5億3千万円が水道特別会計に出資されております。また、地方公営企業法では、出資を受けた特別会計は利益の状況に応じ納付金を一般会計へ返納すると規定されております。水道特別会計は、地方自治体が運営する公営企業であり、料金収入で経費を賄う独立採算を原則としている以上、今回の水道料金の値上げは避けられないものと考えます。町民の皆様常に安心、安全な水をお届けできる水道事業を行い、本町水道事業を次の世代に引き継ぐ上で必要となります財源を確保するため水道料金の値上げを行うものです。

次に、第41条に規定する新設工事に係る加入金の額には変更はありませんが、消費税率8%に引き上げた額に改正するものです。施行期日については、平成26年4月1日からとし、条例第32条の水道料金については、経過措置として8月徴収に係る分から適用するものです。

この件に関して、次のような質疑がありました。

「水道料金の値上げに関しては、現状からすると避けようがないのですか」という質疑があり、「値上げの時期が遅れることとなると値上げ率はさらに高くせざるを得なくなってしまう」という答弁がありました。

続いて、「松茂町の水道水の水質を技術的にもっとよくする手立ては考えられないのか」という質疑があり、「水の浄化については、現在、活性炭による処理をしております。紫外線の照射やオゾン処理などの高度処理を行えばさらに安全でおいしい水は供給できますが、これまで以上の多額の設備投資が必要となります」という答弁がありました。

次に、議案第60号、町道路線の廃止については、議案書の9ページになります。議案参考資料は7ページをご覧ください。

町道広島15号線については、松茂町総合会館と松茂町商工会には含まれた延長37m、幅員が6mの町道であります。この町道の現在の一般交通は少なく、町道を廃止しても代替の町道があり、一般交通に支障がない状況であることから、町道広島15号線を廃止するものであります。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「町道を廃止した後の維持管理や補修はどこの責務で今後行っていくのですか」という質疑があり、「町道としての整備はできませんが、松茂町が維持管理をいたします」という答弁がありました。

次に、議案第61号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）については、議案書の10ページからとなります。

歳入の説明をいたします。

歳入において、18ページの土木費国庫補助金の238万円の減額補正は、入札の執行により事業費が減額になったものです。19ページの雑入で節21、廃棄物適正処理推進事業補助金11万円は、一般財団法人徳島県環境整備公社から助成されているものです。

歳出の説明をいたします。

職員の人事異動に伴う人件費の補正についての説明は省略させていただきます。

歳出において、24ページのじん芥処理費455万5千円は、主に電気料金と白灯油によるもので、し尿処理費95万9千円の増額補正は、電気料金の値上げによるものです。25ページの農地費23万円は、産業環境課が管理している5箇所の排水機場の電気料金を増額補正するものです。豊久排水機場管理費の1,100万円の増額補正は、新豊久排水機場の腐食が激しい屋外タンクを取り替えるものです。26ページの水産振興費で3万円の増額補正は、長原漁村公園の電気代を増額するものです。商工管理費、節11の光熱水費は、とくとくターミナルの電気代50万円を増額補正するものであります。27ページの下水道管理費で4万5千円の増額補正は、松茂ニュータウン汚水処理施設の電気代を増額するものです。住宅管理費で769万円7千円の減額は、主に入札による執行残を減額補正するものであります。30ページの繰出金、節28の農業集落排水特別会計繰出金29万8千円の減額補正は、農業集落排水特別会計予算の減額に伴うものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「水道料金が10%上がると下水道料金も同じく10%引き上げるのですか」という質疑があり、「下水道料金は使用水量で額が決まるので、水道料金と関係がありません」という答弁がありました。

次に、議案第65号、平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については、議案書の65ページからであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万8千円を減額し、補正後の予算の総額をそれぞれ1億499万円とするものであります。

歳入において、52ページの一般会計繰入金で29万8千円を減額補正するものであります。これは、歳出の減額にあわせて補正するものです。

歳出の説明をいたします。

歳出において、53ページの農業集落排水事業管理費で29万8千円の減額補正であります。節11の需用費は、長岸、中喜来、北川向地区の汚水処理場及び中継ポンプ場の電気代を増額補正するものと、節13、委託料は、執行見込みにより減額補正するものです。

公共下水道の現在の接続状況を説明いたします。

11月末日の接続状況ですが、公共汚水ます設置戸数1,025戸に対し接続完了は535戸で、接続率52.2%となっております。

あわせて、農業集落排水11月末日の接続状況を説明いたします。長岸地区加入49戸

に対し接続完了は46戸、93.9%、中喜来地区、加入197戸に対し接続完了は125戸で63.5%、北川向地区、加入181戸に対し接続完了は129戸、71.3%。事業全体では、加入427戸に対し接続完了は300戸で70.3%の接続となっております。

この件に関して、次のような質疑がありました。

「公共下水道の接続に関し、接続申請の受付後、工事に着手するまで2週間程度を要するというのは日にちがかかり過ぎでないでしょうか」という質疑があり、「申請内容等により最大2週間程度を見ておりますが、できるだけ速やかに工事に着手できるよう事務処理をいたします」という答弁がありました。

続いて、「下水道への接続加入の促進について新たな対策を実施していますか」という質疑があり、「広報や受益者サポーターによる啓発を引き続いて粘り強く行っていきます」という答弁がありました。

次に、議案第66号、平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）については、議案書の54ページからであります。

収益的費用の水道事業費用で営業費用を340万円増額し、予備費で340万円減額することにより、補正予算額を0円とするものであります。

34ページの目1、原水及び浄水費において、電気料金を340万円増額補正し、このために予備費340万円を充用するものであります。

この件に関しては、質疑、ご意見はございませんでした。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告は終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいま一森敬司産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました議案第57号から議案第61号（所管分）までと議案第65号及び議案第66号の議案7件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 次に、佐藤富男教育民生常任委員長から報告を求めます。

佐藤富男教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長【佐藤富男君】 それでは、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会のご報告を申し上げます。

平成25年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第56号及び議案第61号から議案第64号までの議案5件でございました。

去る12月12日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、議案第56号、延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、議案書の3ページから4ページになります。議案参考資料は1ページから2ページをご覧ください。

この条例改正については、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、延滞金の割合の特例の見直しを受け、松茂町介護保険条例及び松茂町後期高齢者医療に関する条例において延滞金の特例を定める規定を改正するものです。

現在の延滞金の利率は年14.6%、早期に納付を促す観点から3カ月以内は特例により4.3%で運用しております。このたびの特例の改正では、延滞金の率を特例基準割合に7.3%を加えた率とし、3カ月以内の率を特例基準割合に1%を加えた率といたします。つまり、特例の改正により、現在の利率の14.6%が9.3%に、4.3%が3%になります。なお、施行期日は平成26年1月1日としております。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「納付のない方に対する罰則の1つが延滞金と考えます。納付期限に遅れる方には延滞金を下げなくてもよいのではないのでしょうか」という質疑があり、「納付が遅れたことによるペナルティ部分は下げずに、金利が下がった部分を改正しております」という答弁がありました。

次に、議案第61号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）については、民生所管分から説明をいたします。

歳入において、17ページの民生費負担金454万9千円の減額補正であります。年度

末の入所人数や保護者の減免等を見込み減額するものです。民生費国庫負担金で2,167万9千円の増額補正であります。実績により年度末の増減を見込んで補正するものでございます。衛生費国庫負担金では、26万3千円の減額補正であります。国保会計への保険者支援について国の負担額が確定し減額するものです。18ページの民生費県負担金1,083万9千円の増額補正は、国庫負担金と同様の理由であります。衛生費県負担金では77万6千円の減額補正であります。国保会計への保険者支援及び国保税の軽減に対する県の負担額が確定したためです。民生費県補助金では、350万円の増額補正であります。子ども・子育て支援制度の発足に伴う電子システムの構築に県の補助金がつくことになったものです。19ページの過年度収入で節1、過年度収入の573万1千円の増額補正は、平成24年度障害者自立支援給付費等国庫負担金の額が確定したことによる増額であります。

歳出の説明をいたします。

職員の人事異動に伴う人件費の補正についての説明は省略させていただきます。

歳出において、22ページ、戸籍住民基本台帳費の節13、委託料44万2千円と、節18、備品購入費45万2千円の減額補正は、入札による執行残を減額したものです。障害者福祉費で5,710万3千円の増額補正であります。節20、扶助費では、実績により年度末の増減を見込み補正するものです。節23、償還金利子及び割引料では、国庫支出金において平成24年度の概算交付を精算した結果、返納金が生じるものであります。23ページの児童福祉総務費で265万8千円の増額補正であります。節11、需用費の22万9千円は、児童館の空調設備を修繕するものです。節13、委託料で1,155万5千円は、子ども・子育て支援事業実施に伴う費用を計上しております。節19、負担金補助及び交付金で1千万円の減額補正は、各保育所での入所者の人数を年度末で見込み補正するものです。節23、償還金利子及び割引料で81万4千円の増額補正は、24年度の負担額が確定したことにより返納するものです。保育所費で節11、需用費の13万4千円の増額補正は、電気料金の値上げによるものです。24ページの予防費で22万5千円は、風疹による妊婦感染の予防接種助成金を計上するものです。30ページの繰出金において、説明欄のうち国民健康保険特別会計繰出金で10万5千円の補正増、国民健康保険特別会計基盤安定繰出金で138万5千円の補正減、介護保険特別会計繰出金で80万円の補正減、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金で323万8千円の補正減については、それぞれの特別会計の予算補正に伴うものであります。

教育委員会所管分からの説明をいたします。

歳入において、17ページの教育使用料で9万9千円の減額補正は確定によるものです。18ページの教育費県補助金で29万9千円の増額補正は、人形劇フェスティバル事業への補助額の確定によるものです。

歳出の説明をいたします。

職員の人事異動に伴う人件費の補正についての説明は省略させていただきます。

歳出において、28ページの適応指導教室費の2万円は、電気料金を増額するものです。同様に、各小学校費及び松茂中学校費の増額補正も電気料金を計上するものです。29ページの松茂幼稚園費、長原幼稚園費、会館管理費及び図書館費も電気料金の増額補正であります。30ページの公園体育施設管理費で154万6千円の減額補正は執行残を減額するものです。体育館管理費の89万7千円も執行残を減額するものです。学校給食費では、15万円の減額補正であります。臨時調理員の勤務日数を見込み減額したものです。

この件に関して、質疑、意見はございませんでした。

次に、議案第62号、平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、議案書の32ページからであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,699万7千円を追加し、補正後の予算の総額を15億7,481万9千円とするものであります。

歳入では、35ページの療養給付費交付金で819万5千円の減額補正は、平成24年度分の精算により、その減額分は25年度交付金から差し引かれるものです。一般会計繰入金では、128万円の減額補正であります。このうち基盤安定繰入金は、国保会計への支援と国保税の軽減等に対する国、県、町の負担額が確定したことによるものであります。繰越金では、3,647万2千円の増額補正であります。歳出による一般財源に充当するものであります。

歳出においては、36ページの一般管理費で10万5千円の増額補正を行っていますが、このうち、節13、委託料においては、業務の執行残を減額しております。一般療養給付費で4,344万円、退職者等療養給付費で2千万円の減額、一般療養費で214万4千円、審査支払い手数料で11万2千円、一般高額療養費で514万6千円、退職者等高額療養費で400万円の減額は、年度末までの支出を見込んだ増減を補正したものであります。後期高齢者関係事務費負担金及び前期高齢者関係事務費負担金の増額補正については、加入者数や単価の変更により事務費負担金を増額するものです。保健衛生普及費で4万6

千円の増額補正は、委託件数の増加により増額するものです。

この件に関しては、質疑、意見はございませんでした。

次に、議案第63号、平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、議案書の40ページからであります。

既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ505万円を追加し、補正後の予算の総額を9億3,587万9千円とするものであります。

歳入では、42ページの一般会計繰入金で80万円の減額補正であります。これは、人件費等の減額によるものです。繰越金の585万円の増額補正は、今回の補正の財源として充当するものです。

歳出の説明をいたします。

職員の人事異動に伴う人件費の補正についての説明は省略させていただきます。

歳出において、43ページの介護予防給付費で580万円の増額補正であります。年度末までの支出を見込み増額するものです。44ページの第1号被保険者保険料還付金では、5万円の増額補正であります。所得修正等による過年度還付分を増額したものでございます。

この件に関して質疑、意見はございませんでした。

次に、議案第64号、平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、議案書46ページからであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ313万1千円を減額し、補正後の予算の総額を1億5,200万円とするものであります。

歳出においては、一般管理費で313万1千円の減額補正であります。これは、人事異動に伴う減額のほか、入札等による執行残を減額したものです。

この件に関して、質疑、ご意見はございませんでした。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長【藤枝善則君】　ただいま佐藤富男教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託いたしました議案第56号と議案第61号（所管分）から議

案第 6 4 号までの議案 5 件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから討論に入ります。

議案第 5 4 号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」から、議案第 6 6 号「平成 2 5 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 2 号）」までを一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　採決いたします。

議案第 5 4 号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」から、議案第 6 6 号「平成 2 5 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 2 号）」までを一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。各委員長のとおりに決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【藤枝善則君】　ありがとうございました。全員起立です。

よって、議案第 5 4 号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」から、議案第 6 6 号「平成 2 5 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 2 号）」までの議案 1 3 件は、原案どおり可決されました。

○議長【藤枝善則君】　続きまして、日程第 1 4、「委員会の閉会中の継続調査について」であります。お手元にお配りしてありますとおり、総務常任委員長、産業建設常任委

員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長、広報特別委員長及び地震・津波対策特別委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本定例会に提出されました議案すべて審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成25年松茂町議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

以上で平成25年松茂町議会第4回定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後2時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 藤 枝 善 則

署名議員 一 森 康 雄

署名議員 吉 崎 民 二